

# 業種区分の点検と見直しについて

---

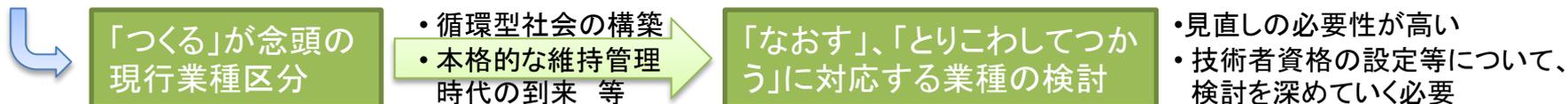
# 業種区分の見直しの方針(中間とりまとめ)

現在の業種区分は、取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できるものの、社会経済情勢の変化に建設産業が対応し、持続可能な形で我が国の将来を支えていくためには、その時々ニーズを踏まえた見直しが必要

## 当面の業種区分の見直し

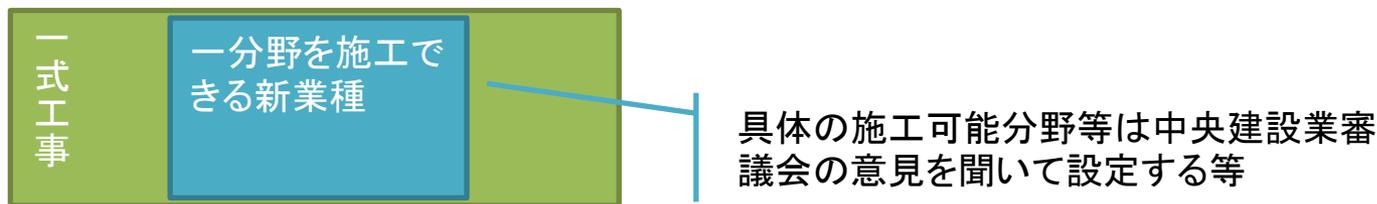
現行の業種区分の考え方及び枠組みを基本としつつも、社会的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、個別に検討

- 当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- 疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること
- 現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること



## 新たな仕組みの検討

社会経済情勢の変化やその時々ニーズに建設産業が柔軟に対応できるような仕組みも併せて検討すべき



## 建設工事の内容、例示の見直し

## 技術の向上や不良不適格業者の排除を図る仕組みの検討

- 登録基幹技能者制度の一層の活用
- 技術者データベースの活用
- 民間の施工技術向上の取組の支援 等

# 業種別許可制度について

## 業種区分の目的・意義

- ◆建設工事は多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、それぞれ施工技術上の特性が異なるため、対応した資格等を有する技術者、その技術者を擁する建設業者が施工することが必要
- ◆それぞれの専門的技術分野において、建設業を営む者の資質の向上、適正な施工能力の確保の必要性から業種別許可制度を採用
  - 施工能力を有しない不良・不適格業者による施工を防止、発注者の保護
- ◆専門工事業者の専門化を促進し、その地位の安定化を通じて、体質の改善、施工技術の向上を図り、建設業の合理化を促進

## 業種区分に関わる建設業法上の制度

- ◆業種ごとに許可を受けなければならない(法第3条)
- ◆営業所ごとに、各業種に対応する資格、実務経験を有する技術者を専任配置しなければならない(法第7条・第15条)
- ◆工事現場に、各業種に対応する資格、実務経験を有する技術者を配置しなければならない(法第26条)
- ◆許可を受けた業種ごとに経営事項審査を受けなければならない(法第27条の23)

## 業種区分の新設に伴う影響

- ◆より専門技術を有する建設業者が施工するため、施工の安全性、品質等の向上が期待される一方、規制が強化され、
- ◆新業種の許可を受けることができなければ、従前は請け負えた工事が請け負えなくなる
- ◆新業種に係る許可や経営事項審査の受審について、建設業者及び許可行政庁の負担が増加する
- ◆新業種に対応した資格、実務経験を有する技術者の確保・配置など、建設業者の負担が増加する

# 業種区分の見直しの検討

- ①「中間とりまとめ」における業種区分の見直しの基本的考え方
- ②「建設産業の再生と発展のための方策2012」における指摘

- ・業種区分の点検と見直しについては、維持更新時代、低炭素・循環型社会で拡大が見込まれる社会的ニーズ等を踏まえて検討
- ・一式工事のうち一定の分野を施工できる仕組みについては、生産性の向上や重層下請構造の是正に資すると期待できるが、配置される技術者の要件が緩和される可能性があり、この点については慎重な検討が必要

- ③業種区分の目的・意義、新設に伴う影響

①について②、③を踏まえて再整理すると、



業種区分の見直しに際しては、3つの考え方のうち前提条件として

- ・規制の強化又は緩和の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること

上記の条件を満たした上で

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できる
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれる

が確保される必要があると考えられる

# (参考)業種区分の変遷

- 昭和24年の建設業法制定時に22の業種が設定され、昭和36年に26業種に改正  
(主として請け負う建設工事以外も請け負うことが認められていた)
- 施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、昭和46年に現行の28業種による業種別許可制度に改正  
(施行能力の確保、施工技術向上による建設業の発展等の観点から、登録制度から許可制度へ変更)
- 昭和46年以降、業種区分の改正は行われていない。

注) ●印は、新規業種であることを示す。

| 昭和24年制定建設業法  | 昭和36年改正  | 昭和46年改正(現行)  |
|--|--|--|
| ○大工<br>○土工<br>○石(石碑、庭石工事を除く)<br>○屋根(板金屋根を含む)<br>○電気配線<br>○管(さく井を含む)<br>●れんが<br>○鉄骨<br>○鉄筋 ○ほ装<br>○コンクリート<br>○しゅんせつ ○板金<br>○とび<br>○ガラス ○塗装 ○防水<br>○タイル<br>○壁紙<br>○機械器具設置<br>(金属製建具取付等を含む)<br>○熱絶縁 | ●土木一式 ●建築一式<br>○大工(建具取付を除く) ○左官<br>○土工<br>○石(石碑、庭石工事を除く)<br>○屋根(板金屋根を含む)<br>○電気配線(電気通信を除く)<br>○管(さく井を含む)<br>●れんが(ブロックを除く)<br>○鉄骨<br>○鉄筋 ○ほ装<br>○コンクリート<br>○しゅんせつ ○板金<br>○とび<br>○ガラス ○塗装 ○防水<br>○タイル<br>○壁紙<br>○機械器具設置<br>(金属製建具取付等を含む)<br>○熱絶縁<br>●電気通信<br>●ブロック | ○土木一式 ○建築一式<br>○大工 ○左官<br>○とび・土工・コンクリート<br>○石<br>○屋根<br>○電気<br>○管<br>●タイル・れんが・ブロック<br>○鋼構造物<br>○鉄筋 ○ほ装<br>○しゅんせつ ○板金<br>○ガラス ○塗装 ○防水<br>●内装仕上<br>○機械器具設置<br>○熱絶縁<br>○電気通信<br>●造園<br>●さく井<br>●建具<br>●水道施設 ●消防施設 ●清掃施設 |
| 【登録制度】 22業種<br>登録業種以外も請負可能<br>技術者は、どの業種の実務経験でも可  | 【登録制度】 26業種<br>登録業種以外も請負可能<br>技術者は、業種ごとの資格等が必要   | 【許可制度】 28業種<br>許可業種のみ請負可能<br>技術者は、業種ごとの資格等が必要  |

# (参考) 現行28業種区分の内容 (1/2)

| 建設工事の種類(法律)    | 建設工事の内容(告示)  | 建設工事の例示(通達)  |
|----------------|--|--|
| 土木一式工事         | 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事<br>(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)   |  |
| 建築一式工事         | 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事   |  |
| 大工工事           | 木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事   | 大工工事、型枠工事、造作工事   |
| 左官工事           | 工作物に壁土、モルタル、漆喰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事   | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事   |
| とび・土工・コンクリート工事 | イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事<br>ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事<br>ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事<br>ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事<br>ホ)その他基礎的ないしは準備的工事 | イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事<br>ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事<br>ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事<br>ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事<br>ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事 |
| 石工事            | 石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事  | 石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事   |
| 屋根工事           | 瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事   | 屋根ふき工事   |
| 電気工事           | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事   | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事   |
| 管工事            | 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事   | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事   |
| タイル・れんが・ブロック工事 | れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事  | コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事   |
| 鋼構造物工事         | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事   | 鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事  |
| 鉄筋工事           | 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事  | 鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事   |
| ほ装工事           | 道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事  | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事  |
| しゅんせつ工事        | 河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事  | しゅんせつ工事  |

# (参考) 現行28業種区分の内容 (2/2)

| 建設工事の種類(法律) | 建設工事の内容(告示)  | 建設工事の例示(通達)  |
|-------------|--|--|
| 板金工事        | 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事                           | 板金加工取付け工事、建築板金工事   |
| ガラス工事       | 工作物にガラスを加工して取付ける工事   | ガラス加工取付け工事   |
| 塗装工事        | 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事                                     | 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事  |
| 防水工事        | アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事                                   | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事  |
| 内装仕上工事      | 木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事        | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事  |
| 機械器具設置工事    | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事                            | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事                                     |
| 熱絶縁工事       | 工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事  | 冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事   |
| 電気通信工事      | 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事                  | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事   |
| 造園          | 整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事 | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事   |
| さく井工事       | さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事                    | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事   |
| 建具工事        | 工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事   | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事  |
| 水道施設工事      | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事    | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事  |
| 消防施設工事      | 火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事                  | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 |
| 清掃施設工事      | し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事  | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事  |